

『小美玉市地域再生拠点施設の設置及び管理に関する条例』
の一部改正検討資料

【第3条】

●名称変更

- ・「チャレンジショップ施設」→「多目的施設C棟」
- ・「広場」→「多用途広場A・B」へ広場を細分化

●施設の追加

- ・ドッグランを「多用途広場C」として追加。
- ・「サイクルステーション」の追加

【別表】

●料金設定の追加

- ・多目的施設A棟が新たに1箇月以上継続して使用することも可能となるよう月額を設定
「1時間につき 400円」→「1時間につき 400円、月額141,000円」
- ・多目的施設B棟が新たに1箇月以上継続して使用することも可能となるよう月額を設定
「1時間につき 200円」→「1時間につき 200円、月額51,000円」
- ・情報発信施設も貸し出しが可能となるように、㎡単価を新たに設定。
「1㎡あたり1箇月900円、上限月額149,000円」

※指定管理者が自ら施設を使用するときは、使用料の納入を必要としない。

※令和8年4月1日から施行予定。

※この資料つきましては、9月議会に上程を予定している、条例改正の現段階で検討している概要となります。

※条例改正後、「小美玉市地域再生拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則」の一部改正も予定しております。